



**ニッセイ日本インカムオープン**  
愛称：Jボンド

**第151期決算と足元の投資環境について**

平素は格別のご高配をたまわり、厚く御礼申し上げます。

当ファンドは2019年4月22日に第151期決算を迎えましたが、基準価額の水準や市況動向等を総合的に勘案して、分配金(1万口当り、税引前)をこれまでの10円から5円に引き下げましたので、お知らせ申し上げます。

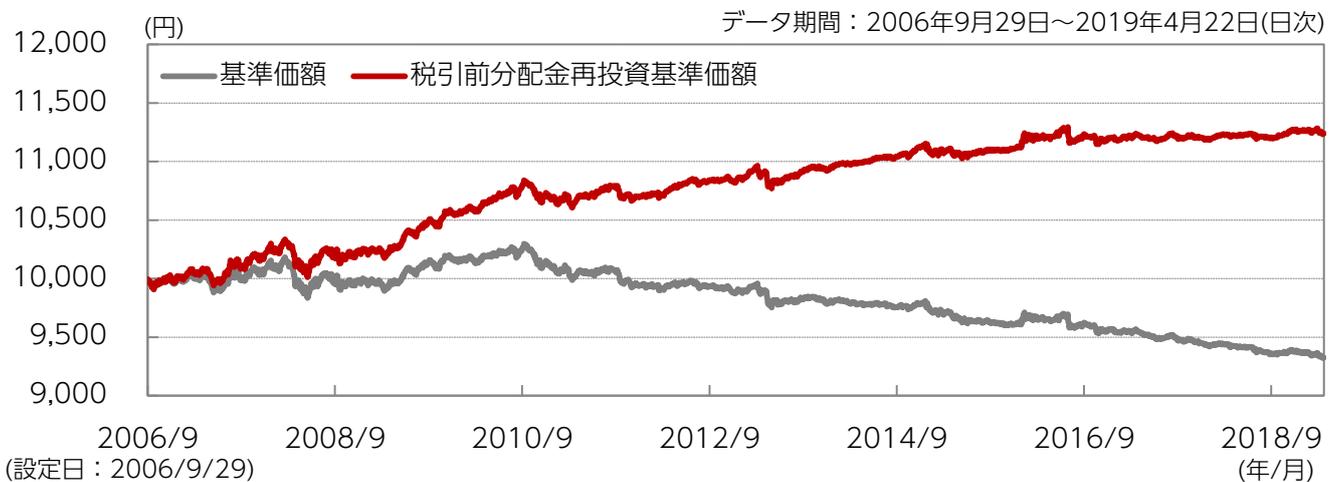
なお、次ページ以降では、分配金額を引き下げた背景や足元の投資環境などについてQ&A形式でご説明しておりますので、ご一読いただければ幸いです。

今後も、信託財産の成長を図ることを目標に運用を行ってまいりますので、引き続きご愛顧たまわりますよう、よろしくお願い申し上げます。

**第151期決算 分配金と基準価額**

決算	分配金(1万口当り、税引前)	基準価額
第151期 (2019/4/22)	5円	9,324円

**基準価額等の推移**



**分配の推移(1万口当り、税引前)**

第144期 (2018/9)	第145期 (2018/10)	第146期 (2018/11)	第147期 (2018/12)	第148期 (2019/1)	第149期 (2019/2)	第150期 (2019/3)
10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円
<b>第151期 (2019/4)</b>	直近1年間累計		設定来累計額			
<b>5円</b>	115円		1,840円			

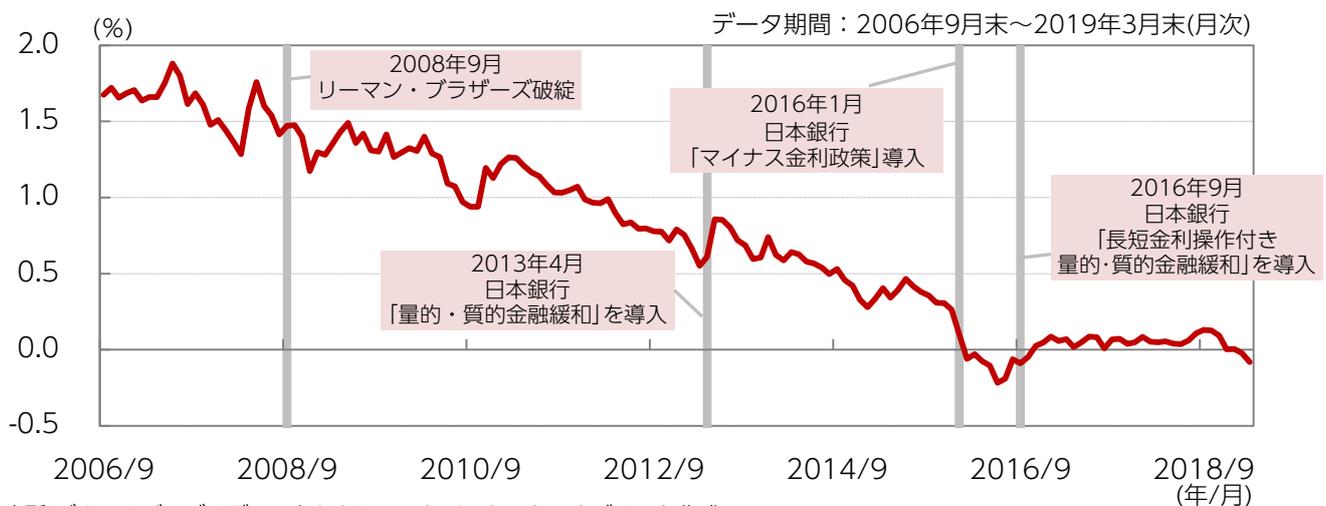
上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を保証するものではありません。税引前分配金再投資基準価額は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。分配金は信託財産から支払いますので、基準価額が下がる要因となります。収益分配金には普通分配金に対して所得税および地方税がかかります(個人受益者の場合)。

## Q1：なぜ、分配金額を引き下げたのですか？

国内の金利は低い水準で推移しています。日本銀行は2013年4月に「量的・質的金融緩和」を導入し、2016年1月には「マイナス金利政策」の導入に踏み切りました。さらに2016年9月には、2%の「物価安定の目標」早期実現のために「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を導入するなど金融緩和を継続しており、2019年3月末時点の10年国債利回りを確認すると-0.081%となっています。また、当ファンドの基準価額も9,400円を下回る水準での推移が続いており、これらを総合的に勘案し、第151期決算では分配金を5円に変更いたしました。

なお、分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの信託財産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。第151期決算では、今後の分配金の安定性や基準価額水準の回復を優先し分配金を変更することといたしました。

### <10年国債利回りの推移>

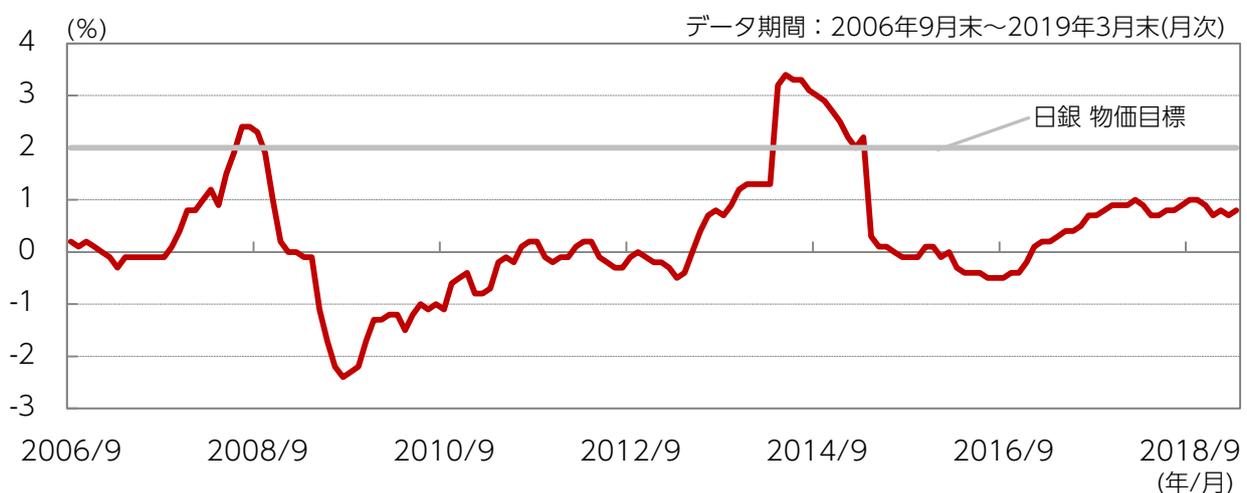


## Q2：足元の投資環境はどのような状況ですか？

日本銀行は2%の物価上昇をめざし、2013年4月の「量的・質的金融緩和」導入を皮切りに金融緩和策を継続してきました。しかしながら、2019年3月末時点の消費者物価指数は0.8%と物価目標である2%には依然として遠いことなどから、今後も金融緩和策が継続すると見込まれます。

当面、国内金利は低位での推移が見込まれますが、当ファンドでは国債に比べて利回りの高い社債等を積極的に組入れ、利回りの向上をめざしてまいります。

### <消費者物価指数(全国 生鮮食品を除く総合 前年同月比)の推移>



## ファンドの特色

- ① 日本の多種多様な債券に投資します。
- ② 信用リスクをコントロールします。
- ③ ラダー型運用(等金額投資による運用)をめざします。
- ④ 毎月分配をめざします。

※分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

※将来の分配金の支払いおよび水準について、保証するものではありません。

## 投資リスク

※ご購入に際しては、投資信託説明書(交付目論見書)の内容を十分にお読みください。

### 基準価額の変動要因

- ファンド(マザーファンドを含みます)は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本を割込むことがあります。
- ファンドは、預貯金とは異なり、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果(損益)はすべて投資者の皆様のものとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。

### 主な変動要因

債券投資 リスク	金利変動 リスク	金利は、景気や経済の状況等の影響を受け変動し、それにともない債券価格も変動します。一般に金利が上昇した場合には、債券の価格が下落します。
	信用リスク	債券の発行体が財政難・経営不振、資金繰り悪化等に陥り、債券の利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなる場合(債務不履行)、またはそれが予想される場合、債券の価格が下落することがあります。
流動性リスク		市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。

分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの信託財産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

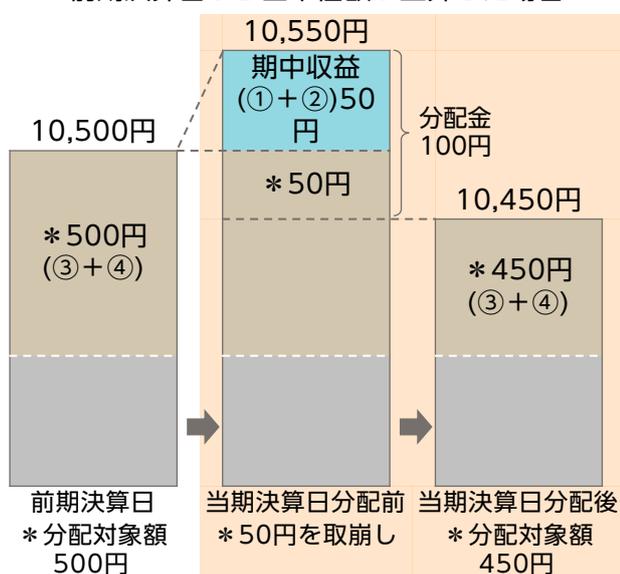
ファンドで分配金が支払われるイメージ



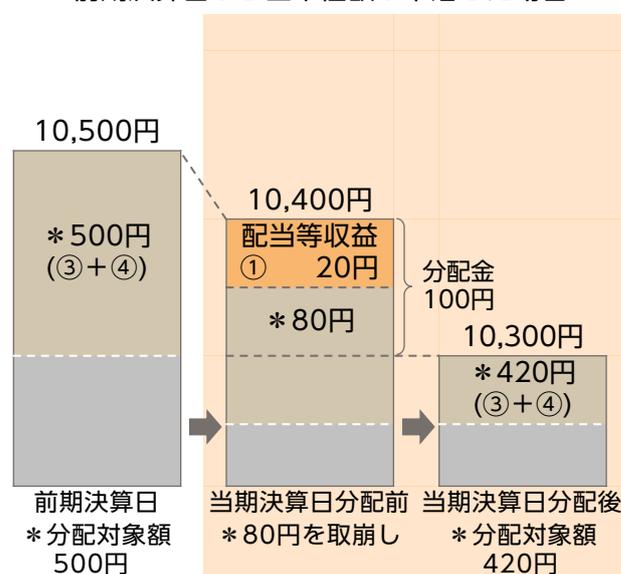
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



- 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、収益分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

分配準備積立金：期中収益(①および②)のうち、当期の分配金として支払われず信託財産に留保された金額をいい、次期以降の分配金の支払いにあてることができます。

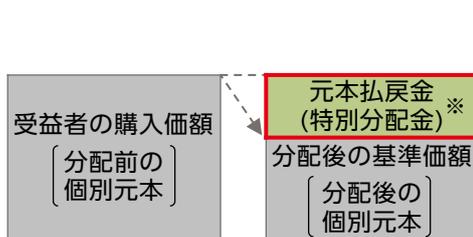
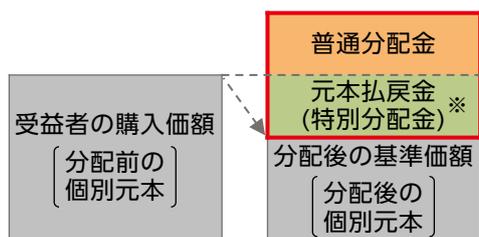
収益調整金：追加型株式投資信託において追加設定が行われることによって、既存の受益者の分配対象額が減らないようにするために設けられた勘定です。

⚠ 上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 受益者のファンドの購入価額によっては、支払われる分配金の一部または全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり量が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※実質的に元本の一部払戻しに相当する元本払戻金(特別分配金)が支払われると、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

普通分配金：個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

- 普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

## お申込みメモ

購入単位	各販売会社が定める単位とします。
購入価額	購入申込受付日の基準価額とします。
換金価額	換金申込受付日の基準価額とします。
換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として毎営業日の午後3時までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。
信託期間	無期限(設定日：2006年9月29日)
繰上償還	委託会社はあらかじめ受益者に書面により通知する等の手続きを経て、ファンドを繰上償還させることがあります。
決算日	毎月20日(該当日が休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年12回の毎決算日に、収益分配方針に基づき収益分配を行います。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

❗ ご購入に際しては、投資信託説明書(交付目論見書)の内容を十分にお読みください。

## ファンドの費用

### 投資者が直接的に負担する費用

購入時	購入時手数料 (1万口当り)	購入申込受付日の基準価額に <b>1.62%(税抜1.5%)を上限</b> として販売会社が独自に定める率をかけた額とします。 ※ 料率は変更となる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
換金時	信託財産留保額	ありません。

### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

毎日	運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの純資産総額に信託報酬率をかけた額とし、ファンドからご負担いただきます。 信託報酬率は、每期、計算期間開始日の前月末における日本相互証券株式会社が発表する新発10年固定利付国債の利回り(終値)に応じて、右記の通りとします。	新発10年固定利付 国債の利回り(終値)	信託報酬率(年率)
			0.5%未満	<b>0.1566%(税抜0.145%)</b>
			0.5%以上 1%未満	<b>0.3456%(税抜0.320%)</b>
			1%以上 3%未満	<b>0.4644%(税抜0.430%)</b>
			3%以上 4%未満	<b>0.5832%(税抜0.540%)</b>
			4%以上 5%未満	<b>0.8100%(税抜0.750%)</b>
			5%以上	<b>0.9180%(税抜0.850%)</b>
	監査費用	ファンドの純資産総額に年率0.0108%(税抜0.01%)をかけた額を上限とし、ファンドからご負担いただきます。		
随時	その他の費用・ 手数料	組入有価証券の売買委託手数料、信託事務の諸費用および借入金の利息等はファンドからご負担いただきます。これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。		

❗ 当該費用の合計額、その上限額および計算方法は、運用状況および受益者の保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。「ファンドの費用」に記載の消費税等相当額を付加した各種料率は、消費税率に応じて変更となる場合があります。

❗ 詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。



取扱販売会社一覧

※販売会社は今後変更となる場合があります。また、販売会社によっては、新規のお申込みを停止している場合もあります。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問合せください。

取扱販売会社名	登録金融機関 金融商品取引業者	登録番号	一般社団法人「一種金融商品取引業協会」				取扱販売会社名	登録金融機関	登録番号	一般社団法人「一種金融商品取引業協会」			
			一般社団法人 金融先物取引業協会	一般社団法人 日本投資顧問業協会	日本証券業協会	日本証券業協会				一般社団法人 金融先物取引業協会	一般社団法人 日本投資顧問業協会	日本証券業協会	日本証券業協会
株式会社沖縄海邦銀行	○	沖縄総合事務局長(登金)第3号	○			朝日信用金庫	○	関東財務局長(登金)第143号	○				
株式会社香川銀行	○	四国財務局長(登金)第7号	○			尼崎信用金庫	○	近畿財務局長(登金)第39号	○				
株式会社関西みらい銀行	○	近畿財務局長(登金)第7号	○	○		飯田信用金庫	○	関東財務局長(登金)第252号					
株式会社紀陽銀行	○	近畿財務局長(登金)第8号	○			いちい信用金庫	○	東海財務局長(登金)第25号					
株式会社埼玉りそな銀行	○	関東財務局長(登金)第593号	○	○		愛媛信用金庫	○	四国財務局長(登金)第15号					
株式会社佐賀銀行	○	福岡財務支局長(登金)第1号	○	○		大阪シティ信用金庫	○	近畿財務局長(登金)第47号	○				
株式会社滋賀銀行	○	近畿財務局長(登金)第11号	○	○		大田原信用金庫	○	関東財務局長(登金)第219号					
株式会社ジャパンネット銀行	○	関東財務局長(登金)第624号	○	○		帯広信用金庫	○	北海道財務局長(登金)第15号					
株式会社十六銀行	○	東海財務局長(登金)第7号	○	○		鹿児島相互信用金庫	○	九州財務局長(登金)第26号					
ソニー銀行株式会社	○	関東財務局長(登金)第578号	○	○	○	金沢信用金庫	○	北陸財務局長(登金)第15号	○				
株式会社第四銀行	○	関東財務局長(登金)第47号	○	○		川口信用金庫	○	関東財務局長(登金)第201号					
株式会社但馬銀行	○	近畿財務局長(登金)第14号	○			きのくに信用金庫	○	近畿財務局長(登金)第51号					
株式会社筑邦銀行	○	福岡財務支局長(登金)第5号	○			京都中央信用金庫	○	近畿財務局長(登金)第53号	○				
株式会社千葉興業銀行	○	関東財務局長(登金)第40号	○			桐生信用金庫	○	関東財務局長(登金)第234号					
株式会社中京銀行	○	東海財務局長(登金)第17号	○			呉信用金庫	○	中国財務局長(登金)第25号					
株式会社中国銀行	○	中国財務局長(登金)第2号	○	○		コザ信用金庫	○	沖縄総合事務局長(登金)第7号					
株式会社東京スター銀行(※1)	○	関東財務局長(登金)第579号	○	○		湖東信用金庫	○	近畿財務局長(登金)第57号					
株式会社東邦銀行(※1)	○	東北財務局長(登金)第7号	○			埼玉縣信用金庫	○	関東財務局長(登金)第202号	○				
株式会社東北銀行	○	東北財務局長(登金)第8号	○			さがみ信用金庫	○	関東財務局長(登金)第191号					
株式会社トマト銀行	○	中国財務局長(登金)第11号	○			滋賀中央信用金庫	○	近畿財務局長(登金)第79号					
株式会社長崎銀行	○	福岡財務支局長(登金)第11号	○			しのめ信用金庫	○	関東財務局長(登金)第232号					
株式会社西日本シティ銀行	○	福岡財務支局長(登金)第6号	○	○		城北信用金庫	○	関東財務局長(登金)第147号	○				
株式会社肥後銀行	○	九州財務局長(登金)第3号	○			西武信用金庫	○	関東財務局長(登金)第162号	○				
株式会社福井銀行	○	北陸財務局長(登金)第2号	○	○		瀬戸信用金庫	○	東海財務局長(登金)第46号	○				
株式会社北陸銀行	○	北陸財務局長(登金)第3号	○	○		高松信用金庫	○	四国財務局長(登金)第20号					
株式会社北國銀行	○	北陸財務局長(登金)第5号	○			高山信用金庫	○	東海財務局長(登金)第47号					
株式会社みずほ銀行	○	関東財務局長(登金)第6号	○	○	○	但馬信用金庫	○	近畿財務局長(登金)第67号					
株式会社みちのく銀行(※1)	○	東北財務局長(登金)第11号	○			多摩信用金庫	○	関東財務局長(登金)第169号	○				
三井住友信託銀行株式会社	○	関東財務局長(登金)第649号	○	○	○	玉島信用金庫	○	中国財務局長(登金)第30号					
株式会社三菱UFJ銀行(※1)	○	関東財務局長(登金)第5号	○	○	○	知多信用金庫	○	東海財務局長(登金)第48号					
株式会社みなと銀行	○	近畿財務局長(登金)第22号	○	○		東京東信用金庫	○	関東財務局長(登金)第179号	○				
株式会社宮崎銀行	○	九州財務局長(登金)第5号	○			東濃信用金庫	○	東海財務局長(登金)第53号	○				
株式会社武蔵野銀行	○	関東財務局長(登金)第38号	○			奈良信用金庫	○	近畿財務局長(登金)第71号	○				
株式会社山形銀行(※1)	○	東北財務局長(登金)第12号	○			奈良中央信用金庫	○	近畿財務局長(登金)第72号					
株式会社りそな銀行	○	近畿財務局長(登金)第3号	○	○		浜松磐田信用金庫	○	東海財務局長(登金)第61号					

(※1)現在、新規申込の取り扱いを行っていません。

## 取扱販売会社一覧

※販売会社は今後変更となる場合があります。また、販売会社によっては、新規のお申込みを停止している場合もあります。詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問合せください。

取扱販売会社名	登録金融機関 金融商品取引業者	登録番号	一般社団法人 日本証券業協会	一般社団法人 金融先物取引業協会	一般社団法人 日本投資顧問業協会	取扱販売会社名	登録金融機関 金融商品取引業者	登録番号	一般社団法人 日本証券業協会	一般社団法人 金融先物取引業協会	一般社団法人 日本投資顧問業協会
日生信用金庫	○	中国財務局長(登金)第41号				北海道信用金庫	○	北海道財務局長(登金)第19号			
姫路信用金庫	○	近畿財務局長(登金)第80号	○			水戸信用金庫	○	関東財務局長(登金)第227号			
兵庫信用金庫	○	近畿財務局長(登金)第81号	○			宮城第一信用金庫	○	東北財務局長(登金)第52号			
福井信用金庫	○	北陸財務局長(登金)第32号				社都信用金庫	○	東北財務局長(登金)第39号			
福岡ひびき信用金庫	○	福岡財務支局長(登金)第24号	○			大和信用金庫	○	近畿財務局長(登金)第88号	○		
碧海信用金庫	○	東海財務局長(登金)第66号	○			結城信用金庫	○	関東財務局長(登金)第228号			

(※1)現在、新規申込の取り扱いを行っておりません。

委託会社【ファンドの運用の指図を行います】	ファンドに関するお問合せ先
ニッセイアセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第369号 加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会	ニッセイアセットマネジメント株式会社 コールセンター：0120-762-506 (午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます) ホームページ： <a href="https://www.nam.co.jp/">https://www.nam.co.jp/</a>
受託会社【ファンドの財産の保管および管理を行います】	
三菱UFJ信託銀行株式会社	